

## 理事・監事並びに評議員等に対する報酬等の支給基準

(目 的)

第1条 この規程は、役員の報酬、日当及び旅費に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 役員とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報 酬)

第3条 役員等の報酬は、施設計画等で常勤役員に対し給与として支給する場合のほかは、これを支給しない。

(日 当)

第4条 日当は、理事長の求めにより理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合について、日額3000円を支給する。

(旅 費)

第5条 役員等が前条の業務以外の法人の業務のために出張したときは、職員の旅費規程を準用して旅費・日当を支給する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。